

令和5年度赤い羽根 歳末子ども食堂助成 助成要領

(目的)

第1条 日常生活に困難を抱える地域の子どもとその家族を支えている子ども食堂やフードパントリー事業を支援するため、令和5年度赤い羽根 歳末子ども食堂助成を実施します。

(対象団体)

第2条 助成の対象は、次の要件をいずれも満たす団体とします。

- (1) 会則があり予算及び決算が明確な県内の子ども食堂
- (2) 令和5年度赤い羽根 ポスト・コロナ「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」活動助成による助成を受けていない団体

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の通りです。

- (1) 子ども食堂による食支援
- (2) フードパントリー事業

(対象経費)

第4条 子ども食堂・フードパントリー開催時に必要となる次の経費を対象とします。

- (1) 食材購入費
- (2) 備品・消耗品購入費
- (3) 賃借料・印刷製本費
- (4) その他本会において適当と認めたもの

(対象外経費)

第5条 次の経費は助成の対象外とします。

- (1) 会議や人件費等の団体運営経費
- (2) 行政が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- (3) 国・県・市町等の他事業の補助対象と重複している事業
- (4) その他、本会において不適當と認めたもの

(助成額)

第6条 1団体あたりの助成額は10万円を上限とします。

(募集)

第7条 本助成に係る募集は、次のとおりです。

(1) 募集期間

令和5年12月18日(月) から令和6年1月19日(金) **【本会必着】**

※応募状況により、追加募集を行う場合があります。

(2) 助成決定

令和6年1月26日(金)

(3) 事業実施期間

助成決定を受けた日から令和6年3月31日(日)まで

(手続き)

第8条 本助成に係る手続きは次のとおりです。

(1) 申請

助成を受けようとする団体は、申請書(様式1)に必要な書類を添付して本会へ提出してください。

(2) 助成審査及び決定

申請された事業の審査を行い、本会会長が決定します。

(3) 変更申請

助成決定後にやむを得ない事情により本会が認めた事業を変更したい場合は、変更申請書(様式2)に必要な書類を添付して本会へ提出し、事業の着手前に本会の承認を受けてください。

(4) 事業完了報告

事業完了後は、事業完了報告書(様式3)に関係書類を添付し、事業終了後1月以内、または令和6年4月10日(水)までに本会へ提出してください。

(助成の取消し)

第9条 次に掲げる事項に該当するときは、助成の決定を変更もしくは取消し、助成額の全額もしくは一部を返還することがあります。

(1) 助成決定後に事業を休止、または廃止した場合

(2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合

(3) その他、不相当と認められた場合

(その他)

第10条 本助成要領に定めのないことについては、別に定めます。